

改正後	改正前
ウ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>に係る</u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第1号に定める乳幼児である場合に限る。） オ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>に係る</u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第4号に定める母子家庭の母等および児童または同条第5号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>医療保険給付実施関係情報 キ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>健康保険法等資格者等関係情報 ク 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>住登外者宛名情報 (3) 《現行どおり》 ア 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>市町村民税に関する情報 イ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>生活保護実施関係情報 ウ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>に係る</u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第1号に定める乳幼児である場合に限る。）	ウ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>の</u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第1号に定める乳幼児である場合に限る。） オ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>の</u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第4号に定める母子家庭の母等および児童または同条第5号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>医療保険給付実施関係情報 キ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>健康保険法等資格者等関係情報 《改正後に新設》 (3) 《省略》 ア 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>市町村民税に関する情報 イ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>生活保護実施関係情報 ウ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11号に定める当該助成対象者の保護者<u>の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 助成条例第2条第10号に定める助成対象者<u>の</u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第1号に定める乳幼児である場合に限る。）

改正後	改正前
る。) オ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者に<u>係る</u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（当該助成対象者が同条第 4 号に定める母子家庭の母等および児童または同条第 5 号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>医療保険給付実施関係情報 キ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>健康保険法等資格者等関係情報 ク 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者に<u>係る</u>住登外者宛名情報 第 1 0 条 《現行どおり》 (1) 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則（昭和 5 8 年草津市規則第 7 号。以下この条において「施行規則」という。）第 5 条の老人福祉医療費受給券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る</u>次に掲げる情報 ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 カ 住登外者宛名情報	る。) オ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者の<u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</u>（当該助成対象者が同条第 4 号に定める母子家庭の母等および児童または同条第 5 号に定める父子家庭の父等および児童である場合に限る。） カ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>医療保険給付実施関係情報</u> キ 助成条例第 2 条第 1 0 号に定める助成対象者、当該助成対象者の扶養義務者等および同条第 1 1 号に定める当該助成対象者の保護者の<u>健康保険法等資格者等関係情報</u> 《改正後に新設》 第 1 0 条 《省略》 (1) 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則（昭和 5 8 年草津市規則第 7 号。以下この条において「施行規則」という。）第 5 条の老人福祉医療費受給券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>市町村民税に関する情報 イ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>生活保護実施関係情報 ウ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>医療保険給付実施関係情報 オ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>健康保険法等資格者等関係情報 《改正後に新設》

改正後	改正前
(2) 施行規則第 6 条第 2 項の老人福祉医療費受給券の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る</u>次に掲げる情報 ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 カ 住登外者宛名情報 (3) 施行規則第 9 条第 1 項および第 2 項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る</u>次に掲げる情報 ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 カ 住登外者宛名情報 第 1 1 条 条例別表第 2 の草津市障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和 5 8 年草津市告示第 1 1 号。	(2) 施行規則第 6 条第 2 項の老人福祉医療費受給券の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>市町村民税に関する情報 イ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>生活保護実施関係情報 ウ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>医療保険給付実施関係情報 オ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>健康保険法等資格者等関係情報 《改正後に新設》 (3) 施行規則第 9 条第 1 項および第 2 項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>市町村民税に関する情報 イ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>生活保護実施関係情報 ウ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>医療保険給付実施関係情報 オ <u>助成条例第 2 条第 3 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>健康保険法等資格者等関係情報 《改正後に新設》 第 1 1 条 条例別表第 2 の草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和 5 8 年草津市告示第

改正後	改正前
以下この条において「要綱」という。) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは次の各号に掲げる事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 要綱第 4 条の障害老人等福祉助成券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る</u>次に掲げる情報 ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 <u>カ 住登外者宛名情報</u> (2) 要綱第 8 条の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る</u>次に掲げる情報 ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報	11 号。以下この条において「要綱」という。) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは次の各号に掲げる事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 要綱第 4 条の<u>重度心身障害老人等福祉助成券</u>の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>市町村民税に関する情報 イ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>生活保護実施関係情報 ウ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>医療保険給付実施関係情報 オ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>健康保険法等資格者等関係情報 《改正後に新設》 (2) 要綱第 8 条の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>市町村民税に関する情報 イ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>生活保護実施関係情報 ウ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 エ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>医療保険給付実施関係情報 オ <u>要綱第 2 条第 1 項に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の</u>健康保

改正後	改正前
カ 住登外者宛名情報 第 1 2 条 《現行どおり》 (1) 要綱第 5 条第 1 項の精神科通院医療費受給券または精神科通院医療費助成券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る次に掲げる情報</u> ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 カ 住登外者宛名情報 (2) 要綱第 9 条第 1 項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等に係る次に掲げる情報</u> ア 市町村民税に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人に対する生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付実施関係情報 オ 健康保険法等資格者等関係情報 カ 住登外者宛名情報	險法等資格者等関係情報 《改正後に新設》 第 1 2 条 《省略》 (1) 要綱第 5 条第 1 項の精神科通院医療費受給券または精神科通院医療費助成券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の市町村民税に関する情報</u> イ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の生活保護実施関係情報</u> ウ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の外国人に対する生活保護実施関係情報</u> エ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の医療保険給付実施関係情報</u> オ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等資格者等関係情報</u> 《改正後に新設》 (2) 要綱第 9 条第 1 項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の市町村民税に関する情報</u> イ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の生活保護実施関係情報</u> ウ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の外国人に対する生活保護実施関係情報</u> エ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の医療保険給付実施関係情報</u> オ <u>要綱第 2 条第 4 号に定める助成対象者および当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等資格者等関係情報</u> 《改正後に新設》

改正後	改正前
第 1 3 条 条例別表第 2 の草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱（平成 1 5 年草津市告示第 6 0 号）による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条の補助金の交付の申請に係る事実についての審査に係る事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>当該申請を行う者ならびに当該申請を行う者の配偶者および扶養義務者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (3) 介護保険法の介護給付または予防給付の支給に関する情報 (4) 住登外者宛名情報 第 1 4 条 条例別表第 2 の草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱（平成 3 0 年草津市告示第 8 9 号）による紙おむつ等の給付を受けるための登録に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 3 条の紙おむつの給付登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>当該申請を行う者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (3) 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (4) 介護保険法の介護給付または予防給付の支給に関する情報 (5) 住登外者宛名情報 第 1 5 条 《現行どおり》 第 1 6 条 条例別表第 2 の草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱（平成 9 年草津市告示第 8 5 号）による理髪サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条のサービスの登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>当該申請を行う者に係る</u>次に定める情報とする。	第 1 3 条 条例別表第 2 の草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱（平成 1 5 年草津市告示第 6 0 号）による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条の補助金の交付の申請に係る事実についての審査に係る事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>当該申請を行う者ならびに当該申請を行う者の配偶者および扶養義務者に係る</u>市町村民税に関する情報 (2) <u>当該申請を行う者ならびに当該申請を行う者の配偶者および扶養義務者に係る</u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (3) <u>当該申請を行う者ならびに当該申請を行う者の配偶者および扶養義務者に係る</u>介護保険法の介護給付または予防給付の支給に関する情報 《改正後に新設》 第 1 4 条 条例別表第 2 の草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱（平成 3 0 年草津市告示第 8 9 号）による紙おむつ等の給付を受けるための登録に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 3 条の紙おむつの給付登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>当該申請を行う者に係る</u>生活保護実施関係情報 (2) <u>当該申請を行う者に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 (3) <u>当該申請を行う者に係る</u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (4) <u>当該申請を行う者に係る</u>介護保険法の介護給付または予防給付の支給に関する情報 《改正後に新設》 第 1 5 条 《省略》 第 1 6 条 条例別表第 2 の草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱（平成 9 年草津市告示第 8 5 号）による理髪サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条のサービスの登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に定める情報とする。

改正後	改正前
する。 (1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 〔5〕 住登外者宛名情報 第 17 条 条例別表第 2 の草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱（平成 9 年草津市告示第 86 号）によるふとんクリーンサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条のサービスの登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は<u>当該申請を行う者に係る</u>次に掲げる情報とする。 (1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人に対する生活保護実施関係情報 (3) 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (4) 介護保険法の負担割合に関する情報 〔5〕 住登外者宛名情報 第 18 条 《現行どおり》 (1) 要綱第 4 条のねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>次に掲げる情報</u> ア 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 イ 住登外者宛名情報 (2) 要綱第 5 条第 2 項のねたきり高齢者等福祉タクシー・ストレッチャータクシー運賃の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>次に掲げる情報</u> ア 介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 イ 住登外者宛名情報	(1) <u>当該申請を行う者に係る</u>市町村民税に関する情報 (2) <u>当該申請を行う者に係る</u>生活保護実施関係情報 (3) <u>当該申請を行う者に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 (4) <u>当該申請を行う者に係る</u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 《改正後に新設》 第 17 条 条例別表第 2 の草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱（平成 9 年草津市告示第 86 号）によるふとんクリーンサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第 5 条のサービスの登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。 (1) <u>当該申請を行う者に係る</u>生活保護実施関係情報 (2) <u>当該申請を行う者に係る</u>外国人に対する生活保護実施関係情報 (3) <u>当該申請を行う者に係る</u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報 (4) <u>当該申請を行う者に係る</u>介護保険法の負担割合に関する情報 《改正後に新設》 第 18 条 《省略》 (1) 要綱第 4 条のねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (2) 要綱第 5 条第 2 項のねたきり高齢者等福祉タクシー・ストレッチャータクシー運賃の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>介護保険法の要介護認定または要支援認定に関する情報</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》